

研究ノート

大学をめぐる経営の現状とその将来展望（２・完）

～私立大学を中心として～

神 吉 正 三*

〈目次〉

はじめに

第１章 大学を取り巻く外部環境と大学の対応

第１節 大学数の状況とその推移、学生数の状況

第２節 18歳人口の推移

第３節 入学定員数の状況とその推移

第４節 大学進学率の動向

第５節 入学定員充足率の状況

第６節 入学定員管理の厳格化

第７節 入学目的の変化

第８節 大学全入時代の到来

第９節 エリート養成機関から大衆教育機関へ

第２章 大学が目指すべき方向

第１節 大学淘汰の時代の本格的到来

第２節 大学の経営破綻を回避することと破綻処理法制の必要性

(以上、龍谷法学58巻1号)

第３節 各大学の特色・独自性の明確化

第４節 教育内容の改善・改革

第５節 大学の生き残り策

第６節 閉校の選択－学生募集の停止

第３章 大学と大学生の将来展望

第１節 大学に入学する目的と大学生であることの目的の明確化

第２節 成績評価のあり方

第３節 拡大志向からの脱却

第４節 高等教育の修学支援制度をめぐる問題

* かんき しょうぞう 龍谷大学名誉教授

第5節 大学卒業資格統一試験の創設
おわりに

(以上、本号)

第2章 大学が目指すべき方向（承前）

第3節 各大学の特色・独自性の明確化

1. 法科大学院制度の経緯にみる各大学の現状認識の必要性

私立大学には、大学ごとに建学の理念・精神がある。国公立大学は国や地方自治体の政策に基づいて大学が設立されるのに対して、私立大学の場合は、国公立大学が担うことのできない社会的な役割を果たすことや、特定の人材育成に向けた理念に基づいて大学が設立されている。

そして、その建学の理念・精神を実現できるよう、各学部で教育の理念・目的を定めている。私立大学は、営利を目的として創設されることはないから、この建学の理念・精神と、それを受けて定められた教育の理念・目的は、決して精神論やお題目ではない。

ただし、大学創設からの時間の経過に伴って、定員増による規模の拡大や、時代のニーズに対応するとの名目の下での学部の新設といった積極策を重ねた結果、建学の理念・精神、教育の理念・目的がすっかり忘れ去られるという事態に陥ることがある。

この具体例として、最近では、法科大学院の創設をめぐる問題があるので、これを説明する。

法科大学院は、平成14（2002）年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づいて平成16（2004）年に創設された。法科大学院の数はピーク時の平成17（2005）年～22（2010）年には74校を数えたものの、司法試験合格者数の低迷と受験者数の減少、法科大学院の入学者の減少といった要因によって、学生募集の停止・廃校が相次ぎ、令和6（2024）年4月1

日の時点では34校（令和６年度に入試選抜を実施しない廃校前の１校が他に存在する）と、ピーク時からほぼ半減するという、目を覆うばかりの状況に至っている（以上、文部科学省「法科大学院制度の変遷」⁽¹⁶⁾・「法科大学院一覧」⁽¹⁷⁾による）。

法科大学院の数がピーク時に74校に達したのは、法学部を擁する大学では、法学部がある以上、法科大学院を創設しなければならないという考えが至上命題とされたことに最大の要因がある。法科大学院制度創設前の各大学の法学部では、司法試験合格者を輩出し、それをどこまで増やせるかということが、法学部としての社会的なステータスを決定する重要な要素の一つであった。国家公務員上級職試験の合格者数も同様である。

法学部を擁する大学では、目の前にいる学生の現状や、これまでの司法試験の合格実績を横に置いて、いわば社会的な「面子」「対面」のために、法科大学院の創設に雪崩を打って突き進んだ。法科大学院がないと、法学部への入学者が減少するのではないかという危機感と強迫観念がさらにこれに追い打ちをかけた。

結局、残った法科大学院のほとんどは、旧司法試験の時代から一定数以上の合格者を輩出してきた高偏差値大学の法科大学院が主である⁽¹⁸⁾。

法曹を目指す頭脳明晰で優秀な高校生は、高偏差値大学の法学部に進学し、同じ大学の法科大学院か、司法試験の合格実績がさらに高い別の法科大学院に進学し、合格に至るという分かりやすい図式である。優秀な学生が集まれば、自ずと司法試験の合格率は高くなる。

さらに、法務省のホームページ（「令和６年司法試験の結果について」⁽¹⁹⁾）から、令和６（2024）年の司法試験の合格率（受験者数に占める最終合格者

(16) https://www.mext.go.jp/content/20241106-mxt_senmon02-100001054_9.pdf

(17) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422481_00008.htm

(18) 法科大学院34校の内訳は、国立15校、公立２校、私立17校で、入学定員は2,197人である。

(19) https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00236.html

の割合)を確認すると、予備試験(法科大学院を修了しないで司法試験の受験資格を得るための試験)合格者の合格率が92.84%(予備試験合格の受験者475人に対して合格者441人)と、司法試験全体の合格率42.13%(受験者3,779人に対して合格者1,592人)の倍以上の状況にある。法科大学院の存在意義自体が根底から問われる事態になっている。

私立大学の建学の理念・精神や学部創設の経緯との関係を司法試験と関連付けてみておく。

そもそも、法曹養成を目的として創設された大学もあれば、別の理念・目的を掲げて大学や法学部の創設に至った場合もある。難関の司法試験合格を目指して法学部に入学する学生は、わが国全体として見ればごくわずかである。旧司法試験の時代には、合格率は2～3%程度であったから⁽²⁰⁾、司法試験に合格することがいかに困難であるかは容易に想像がつく。すべての法学部で司法試験の受験を念頭に置いた教育を一律に実施するのは非現実的であって、同時に、目の前にいる大半の学生の現状を無視することでもある。

法科大学院制度の創設から現在までの状況を振り返ったとき、それぞれの大学の建学の理念・精神と、教育理念・目的について再考する必要性が高くなっていると考ええる。法学部の場合、目の前にいる学生の現状と現実を直視し、法曹養成に拘る必要がどの程度あるのかを考えることが必要である。

法学部は司法試験や国家公務員総合職試験を意識した教育を一律に行うべきであるといった既成概念や横並び意識にとらわれることなく、今一度、各大学の特色や独自性を明確にし、それを教職員で共有するとともに、社会に対して発信すべきである。そのためにも、各大学・学部の特徴、強み

(20) 法務省「司法試験第二次試験出願者数・合格者数等の推移」(平成17年11月9日)

https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/press_051109-1_17-4syutu.html

と弱みを明確にする必要がある。

2. 「法曹コース」にみる法学部教育の独自性の明確化

法科大学院制度に関連して、令和2（2020）年4月から「法曹コース」制度がスタートした。「法曹コース」の状況についても確認しておく。

文部科学省の資料によれば、法曹コースとは、「法学部等を設置する大学が、法科大学院と連携して法科大学院の既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものです。」と説明されている（文部科学省「法曹コースについて」⁽²¹⁾）。法曹コースは、授与する学位が付記する分野が法学に関するものである学部において開設が可能であるとも説明されている。法学部を3年で早期卒業し、自大学の法科大学院か、自大学法学部と連携関係にある他大学の法科大学院に既修者扱い（2年で修了）で入学することにより、計5年の在学期間で司法試験の受験資格が得られる制度である。

このように、法曹コースは、このコースに所属する学生に対する教育目的を法曹養成に置き、法科大学院へと学生を送り出すための制度である。文部科学省の上記資料で法曹コースの開設状況を確認すると、さすがに法科大学院の創設で多くの法学部が失敗を経験していることもあってか、自大学に法科大学院を置いていない法学部で法曹コースを開設している法学部はごく一部にとどまる。法曹コースを置いているのは、そのほとんどが、法科大学院を併設する大学の法学部である。

目の前の学生の大半が、およそ法曹を目指すことがない状況であるなら、法学部の学生の全員を対象として司法試験を意識した教育を実施するのは、全くナンセンスである。無理にこのような教育を実施するなら、法曹を目

(21) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00949.html

指さない学生にとっては、むしろ迷惑な話である。ようやく横並び意識を脱して、多くの法学部が法曹コースを開設しなかったのは、妥当な判断である。

まずは、入学してくる学生の現状、現実を正面から見据え、学生の卒業後の人生が豊かなものとなるような教育を実施できるよう、教育理念・目的を定めることが必要である。そもそも大学における教育は、学生のために行っているのであって、教員の満足のために行っているのではないことも認識すべきである。

ただし、どのような法学部であっても、法曹を志望する学生が必ず一定数に籍する。そのような学生のニーズにどのように応えるのが問題になる。全面的に自助努力や学外の予備校の利用に委ねるのか、学部内で法曹や国家公務員総合職を典型とする難関の公務員試験を目指す者を対象として、特別のクラスやコースを編成することが考えられる。目的意識が明確な学生とそうではない学生が混在した状態では、効果的な教育を実施することは難しいから、このような方策を実施することも必要になる。ただし、法曹を志望する場合、毎年、わずか1,500人ほどしか最終合格に至らない超難関といえる国家試験を目指すことに向けた十分な決意と覚悟を何らかの形で問うとともに、成績基準を設けるなどの条件を設定すべきである。合格に向けた道は、決して生やさしいものではない。

なお、同じ授業料で一部の学生を対象として特別な教育を実施することに対して批判があるかもしれない。これに対しては、そのような特別な教育を受けたければ、それを希望すればよいのであって、それぞれの学生の希望に沿うような教育を実施していれば、そのような批判はあたらなないと考える。

3. 教育と研究のバランス

大学の特色と独自性を明確にする上で、教育と研究のバランスをどのよ

うに考えるかも重要である。

大学は、教育機関であるとともに、研究機関でもある。学生の立場からすれば、より濃密に教育を受けることが可能であることを期待して、大学が教育機関であることに徹することを希望するだろう。大学が研究機関であることを求められるのは、文化・芸術・科学の発展に寄与するという社会的な要請に基づくと考えられる。

学生の立場を重視すれば、教育機関であることに徹するという方向になるものの、研究機関であることを放棄して大学と言えるのかという問題がある。また、教育機関であるためには、研究活動を推進し、その成果を教育に反映させることも必要になる。

次節で、各大学でポジショニングを行うべきことを説明している。各大学がエリート養成のための教育機関か、大衆教育のための機関かを明確にすることがポイントである。教育と研究のバランスをどのようにとるべきかは、難問である。

エリート養成教育機関とポジショニングが行われれば、研究面でも、各大学で特定の領域や特色ある研究テーマを打ち出すことによって、他大学との差別化が可能になる。なお、少なくとも、大衆教育のための機関であるとポジショニングが行われた大学では、教育に重点を置いた活動を展開すべきである。

第4節 教育内容の改善・改革

1. エリート養成の教育機関と大衆教育機関の切り分け

大学進学率の高まりを背景として、わが国の大学全体として見るならば、もはや大学がエリート養成のための教育機関ではなく、大衆教育のための機関になったことは第1章で説明した。これを踏まえれば、各私立大学では、自大学のポジショニングを行うことが必要である。これは、自大学がエリート養成のための教育機関なのか、大衆教育の機関なのかを明確にす

ることである。

その前提として、学生の学力レベルを統一的かつ客観的に把握する必要がある。その方法として、入学後に、何らかの試験を実施することが考えられる。第1章第8節で説明したように、現在の私立大学では、募集定員の4割から6割を一般入試以外の入試によって受け入れているため、入学後の学生の学力レベルには、大きな開きがあると考えられる。入学の時点で、学生の学力レベルを統一的に把握することの必要性は高い。英語のクラス分けのための試験が実施されているなら、その結果を利用することも可能である。同じ問題で毎年試験を実施し、経年変化と最高点、最低点の乖離を確認していけば、学生の学力レベルを各学部で統一的に把握することができる。

また、このポジショニングの作業には、当然ながら、偏差値と入試の際の競争倍率、卒業後の学生の進路等を参考にすべきである。そして、このポジショニングの結果を踏まえて、教育内容の改善・改革を進める。エリート養成教育機関とのポジショニングが行われれば、大学全体として、高度な専門教育を実施するという方向になる。大衆教育機関とポジショニングが行われれば、極力平易でわかりやすい教育に徹するという方向になる。

各学部における教育を各教員の自由な裁量に全面的に委ねることなく、高度な専門教育を実施するのか、極力分かりやすい内容に徹するのかといった方向性について学部全体で認識を共有することが重要である。

ただし、このポジショニングの作業は、各大学・学部内で強い軋轢と摩擦が生じると予想される。大学教員は、個人事業主の集合体のようなもので、かつ各教員のプライドが極めて高い。自分が所属する大学・学部がエリート養成の教育機関ではないとされた場合、一部の教員は、プライドを傷付けられたと受け止める可能性がある。大学教員は、とくに能力が高いと評価されている者ほど、容易に上位校に異動できるから、なおさら厄介

である。なお、大学教員の能力とは、そのほとんどが研究能力に関する学
界内における評価を意味しており、教育能力を意味しないのが一般的であ
る。

ポジショニングの作業には、上述のように、各大学の厳しい現実を直視
することが必要になる。

なお、このポジショニングの作業を明確に行わなければ、結果的に学生
の現状にそぐわない教育を実施することとなって、学生の満足度を低くす
ることにつながる。大衆教育機関とポジショニングして極力わかりやすい
教育や、卒業後の進路を意識した教育を実施することに徹すれば、そのよ
うな教育内容を特徴として、学生の満足度を高めて入学者を増やすことが
できるかもしれない。

2. 教育カリキュラムの編成方針

エリート養成のための教育機関であるとのポジショニングが行われれば、
高度な専門教育を実施する。

この場合、法学部であれば、東大法学部で行われてきた伝統的な法学部
の教育モデルを範とした教育を実施することのほか、これをベースとして、
発展的かつ先端的な科目を配置することによる特徴のある教育、実務面を
重視した教育、各教員の研究成果を還元するような発展的な科目を開設す
ることによる教員の個性を重視した教育、といった重点強化策を併用する
こともできる。各教員は、各自が行っている高度な研究の成果を学生に還
元するという態度で授業を展開しても、問題がないかもしれない。このよ
うな特徴のある教育により、他大学との「差別化」も可能になる。

問題は、大衆教育のための機関であるとのポジショニングを行った場合
の教育内容の改善・改革をどのように進めるかである。学生の現状、卒業
後の主な進路の分析結果を踏まえるとともに、他大学との「差別化」を図
ることが必要である。

私が考える方向性としては、まず、開講科目の徹底したスリム化を図ることによって、在学中に学ぶべきことを明確化・単純化することがスタートである。学部内に多数の学科があれば、学科を整理・統合すべきである。その上で、①補習教育の必要性和その扱い、②「職業教育」の取扱い、③法学部の場合、とくに実定法科目における伝統的な法解釈学を中心とする教育からの脱却を検討する必要があると考える。

補習教育の扱いから簡潔に説明する。大衆教育機関では、大学生として必要な基礎学力に不安を抱える学生を必然的に受け入れることになる。そこで、各学部で行われる専門教育をスムーズに受けられることを目的として、日本語の読み書きに関する授業、経済学部の場合は基礎的な数学に関する科目を開設することが考えられる。また、無目的で入学する学生も存在するから、大学生活をスタートする時点で、大学で学ぶことの意義を明確にすることを目的として、大学で学ぶ意義、4年間の学生生活の過ごし方、卒業後の進路といった点を考える科目を補習教育の一つとして位置付けることもできよう。このような科目を開設すれば、学生の退学を予防することもできる。

次は、職業教育の扱いである。さまざまな職業について理解を深めることを目的とする科目、大学と協定を締結した企業・団体が主催するインターンシップを経験する科目、卒業生の進路実績を踏まえて、多くを占める進路があればその進路を実現するのに役立つ科目（特定の公務員試験をはじめとする各種の試験に対応するための科目など）を編成することが考えられる。ただし、このような職業教育を目的とする科目については、科目数が増加しないように注意するとともに、卒業要件単位に参入できる単位数に一定の上限を設けることも必要になる。

なお、このような職業教育を実施し、それを単位化することには、学部内でも強硬な反対のあることが予想される。エリート養成教育機関では、このような科目を開設することは、考えられないからである。前述のポジ

ジョニングを行い、それを学内に周知・徹底し、それに従ったカリキュラム改革を行うことを明確にすれば、実現可能であろう。医師の養成を目的とする医学部や、法曹養成を目的とする法科大学院は、徹底して職業教育を実施していると考えられることもできる。目の前の学生の現状と学力レベルを直視することが重要である。

このような科目を開設すると、実学重視という特徴や特定の進路を実現するのに役立つ学部であるという特徴も備わるため、社会に対するアピールポイントともなりうる。また、他大学との「差別化」も同時に可能になる。ほかに、徹底した少人数教育を実施することも、大学としての魅力を高める方法の一つとなる。

三つ目は、法学部の実定法科目における法解釈学を中心とした授業内容の扱いである。実定法科目は、伝統的に法解釈学を中心に授業が進められてきた。特定の条文に関する判例・学説を題材として、条文の解釈を展開する授業である。a説、b説、c説というように、各見解の紹介とその根拠などを説明する。そして、最高裁判例（これがない場合は高裁・地裁レベルの判例）の立場と、主たる学説（通説）の立場を説明することも併せて行う。司法試験の受験を意識すれば、判例・学説を踏まえつつ自説を明確にする必要があるため、このような授業の進め方が必要になる。授業を担当する教員も、このような教育を受けてきている。また、教員は、このような法解釈学に興味・関心があるからこそ、法学の研究者になっているともいえる。

ただし、大衆教育機関であるとポジショニングを行えば、司法試験を意識したこのような授業は、学生にとって退屈極まりないものとなる。むしろ、制度趣旨や当該条文が実社会でどのような機能を果たしているのか、当該条文をめぐるどのような紛争が起こって、どのような形で訴訟が提起され、判例はどのような立場に立つのか、といった事柄を中心に授業を進めることが考えられる。

実定法科目の授業内容については、卒業生が日本国民としてスムーズかつ円満に社会生活を送るために、どのような知識が必要かという観点に立った積極的な開発作業が必要である。振り込め詐欺や投資詐欺、各種の消費者トラブルが頻繁に見られる不穏な時代に、平穏に社会生活を送る上で、身に付けておくべき法律に関する知識とは何なのか、という観点に立つ必要がある。

第5節 大学の生き残り策

1. 経営統合

ここからは、大学の生き残り策について検討を進めていく。

教育内容の改革・改善を進めたり、学部の統廃合を行ってもなお入学定員未充足の状態が継続すると、次第に大学の財務基盤が脆弱になってくる。大学の経営は、学生からの納付金に多くを依存していることと、収容定員に合わせて教職員と諸設備を擁しているため、入学定員未充足の状態は、赤字経営に直結する。また、文部科学省が定める大学の設置基準⁽²²⁾との関係で、たとえば教員全員を低コストの非常勤教員に置き換えたり、営利事業に乗り出して経営の多角化を進めて収入の増加を図るといった方法をとることはできない。

このように、入学定員未充足の状態が継続すると、大学としてとることのできる経営改善に向けた選択肢は限られるとともに、単独での生き残りは難しくなる。そこで、かつての銀行業界で、経営不振に陥った銀行を上位行が救済合併したように、近隣の大学に経営統合を働きかけるという方法が考えられる。

前記の文部科学省中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像

(22) 大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）3条の規定に基づき、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）が定める詳細な基準に基づいて設置されている。

～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」（以下、「中央教育審議会答申」として引用）・関係資料集（4）⁽²³⁾ 64頁によれば、平成20（2008）年度から令和5（2023）年度までの15年の間に24の私立大学が統合を行い、11校になっている。統合後の11校を見ると、比較的都市部に立地する大学が多い。国立大学では、平成14（2002）年度から令和6（2024）年度に31校が統合を行い、15校になっている。国立大学は入学定員を充足しているから、決して経営不振に陥っているわけではないが、統合した大学の数では、国立大学が私立大学を上回っている。

【図表10】

大学の統合について

- 国立大学は平成14～令和6年度にかけて15組が統合し、私立大学は平成20～令和5年度にかけて11組が統合した。

国立大学の統合

31校 → 15校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学
R6	東京科学大学	東京工業大学、東京医科歯科大学

私立大学の統合

24校 → 11校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖母大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H29	星槎大学	星槎大学、日本教育大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学
R5	天理大学	天理大学、天理医療大学

（資料）文部科学省中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）」関係資料集（4）・64頁

(23) https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_kouhou01-000040400_4.pdf

私立大学が経営統合に消極的であるとは思えない。主に定員未充足の大学が地方に多いこと、地方では統合を働きかける相手校の選定に困難を伴うこと、仮に相手校が存在するとしても、相手校は統合によって何らかの具体的なメリットがなければ統合には踏み切らないこと、といった点が私立大学の統合が少ない要因ではないかと推測される。

なお、国立大学の統合が活発に行われる背景については、本稿が私立大学とそこに在籍する大学生を主な検討の対象としているため、検討を割愛する。

大学が統合を企図したとしても、それに相応しい相手校を見つけることができなければ、統合を実現することはできない。そうなれば、限られた時間の中で取り得る選択肢は、次節で説明する学生募集の停止ということになる。

2. 女子大の共学化

わが国の女子大は、高等教育が主に男性を対象として行われてきた歴史の中であって、女性に高等教育を実施するという高邁な理念の下、入学者を女性に限定して高等教育を実施してきた。

ただし、現代では、男女共学の大学は女性に広く門戸を開放しているのが通常である。なお、東京医科大学の2013年度から2018年度の入試で、男性受験生だけに加点する方法で女性受験生に不利益な取扱いが行われていたことが発覚したり、東京大学の学部学生（外国人留学生・研究生・聴講生を除く）に女性学生が占める比率が、2024年5月の時点で21.34%と極端に低いといった事実（東京大学『東京大学の概要』資料編2024⁽²⁴⁾の3頁に基づいて筆者が算出）がある。

また、男女共同参画型社会の実現を標榜する現代のわが国において、従

(24) <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400247351.pdf>

来、女子大が得意としてきた良妻賢母養成型の教育は、時代にそぐわなくなっている。多くの女子大では、当然ながら、共学の大学と同様、法学部、経済学部、経営学部といった実学重視の学部や学科を創設するに至っている。

女性の大学進学率が男性を下回することは、第1章第4節で説明した。18歳人口の大幅な減少が続くなかで大学として存続するためには、「女子大」というブランドを捨て、男女共学化を図ることによって入学者を確保し、生き残りを図ることが視野に入ってくる。これを民間企業の経営戦略に置き換えるならば、海外進出を典型とする新市場への進出ということになる。

女子大の共学化の事例は、以前から存在する。新聞報道から最近の事例を紹介すると、園田学園女子大学が大学の名称を「園田学園大学」に改称した上で、2025年4月から順次、共学化すると公表している（以下を含めて、新聞報道に基づいて、各大学のホームページで確認）。

他に、桜花学園大学は2024年度から共学化を実施済みで、2025年度から共学化するのは、清泉女学院大学（「清泉大学」に校名変更の予定）、名古屋女子大学（「名古屋葵大学」に校名変更の予定）、神戸松蔭女子学院大学（「神戸松蔭大学」に校名変更の予定）がある。2025年度から一部の共学化を実施するのは、上記の園田学園女子大学の他に東京家政学院大学がある。

また、共学化ではないものの、学習院女子大学が2026年度から学習院大学と統合するというケースもある。これは、会社であれば、関係の深い会社との吸収合併に該当する方策であろう。

なお、2024年4月には北海道武蔵女子大学が開設されている。これは、1967年開学の北海道武蔵女子短期大学を四年制大学に改編するのではなく、四年制の女子大を新たに開学するというものである。18歳人口の大幅減少が続くなかでの大学、それも女子大の新設ということ自体、驚くほかない。

ただし、女子大の共学化については、生き残りのためのやむを得ない方

策であるとしても、掲げている建学の理念・精神との関係が問題となる。女性を対象として高等教育を実施するという点は、たとえそれが個別の女子大の建学の理念・精神に明確に謳われていなくても自明であるから、それを捨てて共学化を図ることは、理念自体を自ら放棄する行為であると評価することもできよう。

また、卒業生に対して、どのように説明を実施し、理解を得るのかにも問題があろう。卒業生からのさまざまな支援なくして、大学経営は成り立たないとも考えられるからである。共学化によって生き残りが図れたとしても、多くの卒業生の離反、母校愛の喪失といった事態を招く可能性もある。

3. 短期大学の四年制大学化

短期大学の特徴として、女子大ではないものの、①主に女子の受け皿校である点、②地域との結びつきが強い点、③修学年限が2年と短い点、④高等教育機関である点の4点が指摘されている（清水一彦「短期大学の現状と将来－21世紀の新たな戦略について」高等教育研究（筑波大学）6集（2003年）72頁～74頁）。在学期間が2年と短いところから、四年制大学と比較すると学費の総額を低く抑えられることと、卒業生は高等教育機関を卒業したという誇りをもってその後の人生を歩むことができることが評価されてきたものと思われる。

ただし、女性が短大を卒業し、企業に就職した後、結婚退職するという人生モデルは、すでに過去のものである。四年制大学で見られる最近の学生の就職活動を見ると、3年生の4月から実質的に就職活動が始まるというのが実状である。これをそのまま短大に当てはめれば、入学と同時に就職活動の準備を始める必要が生じて、勉強どころではないということにもなる。短期大学の存立基盤自体が、社会情勢の変化によって揺らいでいると言える。

私立の短期大学は、平成９（1997）年の504校をピークとしてその後、減少に転じ、令和６（2024）年には282校と、ピーク時の56.0％の水準にまで減少している。なお、文部科学省中央教育審議会大学分科会・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回〔2025年１月28日開催〕）【参考資料１】関係データ集⁽²⁵⁾（令和７年１月28日版）（２）-2-4頁によれば、国立の短期大学は平成22（2010）年にはゼロになり、公立の短期大学も、令和６（2024）年にはわずかに15校が存在するに過ぎない。

次の第６節で説明するように、2024（令和６）年４月以降の学生募集の停止を公表した大学の中には、短期大学が複数含まれている。学生募集の停止に至る前の段階では、四年制大学への移行が活発に行われた。

四年制大学に移行した私立短期大学がどの程度存在するのか、正確に示すことができないが、「1990年代以降今日まで105の私立短期大学が四年制の私立大学へと改組されることとなった。これによって、短期大学は現状維持派と４大化改革派とに分かれることになった。」（前掲・清水一彦・71頁）との指摘がある。

短期大学の四年制大学への移行は、時代の流れである。

ただし、上記の中央教育審議会大学分科会「高等教育の在り方に関する特別部会」関係データ集（２）-3-3頁で、大学進学時の都道府県別の流入・流出者数を見ると、流入超過は、東京都、京都府、大阪府、愛知県、福岡県、神奈川県、宮城県、石川県、滋賀県の９都府県（おおむね多い順に記載）に限られ、他の38道県は流出超過である。しかも、流入超過のうち東京都が78.4千人と突出して多く、続く京都府は19千人、滋賀県は0.6千人とかなり流入超過の状態である。なお、京都府については、大学が多く所在する京都市への府内北部からの流入も多いのではないかと推測される。市町村レベルでみれば、さらに問題は複雑になってくる。流入超過の

(25) https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_14.pdf

府県に限られる背景・要因には、地元の大学に入学しても、卒業後に就労の機会が十分に得られるかという懸念があるからではないかとも考えられる。東京一極集中というわが国社会が抱える構造的な問題がある。

流入超過の府県が限られていることから言えることは、これら9都府県以外の道県に所在する短期大学が四年制大学に移行したとしても、他県から学生を誘致することには、相当の困難を伴うということである。四年制大学に移行したとしても、大学が所在する同じ道県内から、十分に学生を集めることができるのか、移行の成否の分かれ目となる。

4. 私立大学の公立大学化

上記9都府県以外の道県では、大学進学に際して、若者が他の都府県に流出している。9都府県以外の道県に立地する私立大学の経営は、流出する若者の数に応じて厳しくなる。

中央教育審議会答申・関係資料集(5)⁽²⁶⁾・83頁によれば、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度の間に、公立大学は77校から101校に増加し、うち12校が私立大学の公立大学化によるものであると説明している。ここから分かることは、私立大学の公立化が私立大学の生き残り策の一つとなっていることである。

【私立大学の公立大学化の実績】

平成21(2009)年 高知工科大学(高知県)

平成22(2010)年 静岡文化芸術大学(静岡県)、名桜大学(沖縄:北部広域市町村圏組合)

平成24(2012)年 公立鳥取環境大学(鳥取県、鳥取市)※旧鳥取環境大学

(26) https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_kouhou01-000040400_5.pdf

平成26（2014）年 長岡造形大学（長岡市）

平成28（2016）年 山陽小野田市立山口東京理科大学（山陽小野田市）

※旧山口東京理科大学

福知山公立大学（福知山市）※旧成美大学

平成29（2017）年 長野大学（上田市）

平成30（2018）年 公立諏訪東京理科大学（諏訪広域公立大学事務組合）

※旧諏訪東京理科大学

平成31（2019）年 公立千歳科学技術大学（千歳市）

※旧千歳科学技術大学

令和 4（2022）年 周南公立大学（周南市）※旧徳山大学

令和 5（2023）年 旭川市立大学（旭川市）※旧旭川大学

（資料）文部科学省中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）」関係資料集（5）・83頁

自ら大学を設立していない地方自治体（地方公共団体を含む）が、わざわざ地元の私立大学に公立化を働きかけるといことは考えにくい。多くの地方都市は人口減少という問題を共通して抱えているから、減少する税収の中で、地元住民と議会の理解を得て大学経営に乗り出すという決断は、限られた税収の用途を考える上でも極めて重要な問題である。また、公立化によって大学経営が確実に軌道に乗るという保証は全くない。

公立化の対象となる私立大学が閉校に至ると、18歳の若者の地元からのさらなる流出が加速するとともに、地元で高等教育を受ける機会の減少が生じるところから、このような点が、当該私立大学側からの地方自治体に対する公立化に向けた説得材料になると考えられる。公立化によって学生の学費負担が軽減されれば、地元に残る決断をする高校生が増えるという効果も期待できよう。

ただし、私立大学の公立化によって18歳の若者を地元につなぎとめることができたとしても、大学卒業後に、地元就職先が十分になれば、や

はり若者は地元を離れていくだろう。さらに女性は、就職先の問題に加えて、地方に今も根深く残る性別役割分業意識や「家」制度を嫌って、都会を目指すそうである。結局、東京一極集中というわが国社会が構造的に抱える社会問題を根本的に解決しない限り、若者の都会志向を変えることはできないと考えられる。

私立大学の公立化には、地方自治体が私立大学からの働きかけに応じることが不可欠である。地方自治体が大学を誘致して開校に至ったケースでは、私立大学から地方自治体に公立化を働きかけることは、必然的な流れであるともいえる。

ただし、私立大学の公立化という経営主体の変更によって、18歳人口の大幅減少と大学の数の過剰という大学経営を取り巻く根本的な問題が解消するわけではない。入学者をどのように確保するのが最大の課題である。また、地方自治体が民間の不採算事業を継承し、当該地方自治体等の財政が悪化するという事態は、避ける必要がある。

政府も私立大学の公立化に伴う問題を認識している。

上記中央教育審議会答申の関係資料集(5)・84頁によれば、経済財政諮問会議「経済・財政計画改革工程表」(平成29年12月20日)における見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担の見える化の指摘、骨太の方針(平成30年6月15日閣議決定)における私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化等の強化の指摘について、それぞれ当事者に注意を促している。

これを受けて、平成31(2019)年1月以降、私立大学の公立化に際しての影響分析、および公立化効果に関するデータを文部科学省・総務省と各大学、自治体のホームページに公表することとなった。公表する指標は、①公立化効果に関する指標(入学志願倍率、地域内入学者率、就職等)、②経営見通し(収益性)に関する指標(自己収入率(自己収入/収入)、設立団体の地域住民一人当たりの負担額等)である。

地方自治体も、私立大学の公立化が、大学自体の生き残りのための根本的な問題解決策にはなり得ないことを認識すべきである。

視点を変えて、経営危機に瀕した企業を例にとると、バブル経済崩壊後に、メインバンクが救済融資によってメインバンク先企業の延命を図ったものの、結局、被救済企業の債務を徒に増加させ、傷を大きくしただけであったというのが、現在では、異論のない見方である。極力早期に、抜本的な問題解決を図るべきであるというのが、現在の経営危機企業に対する対応の原則である。このことは、大学も全く同じである、というのが筆者の考えである。

抜本的な経営改善を図るとともに、教育内容の革新を実行して、大学本来の魅力を高めなければ、入学者を増やすことはできない。経営主体を変更することによって、これが実行できるのかが問われる。

第6節 閉校の選択—学生募集の停止

入学定員の未充足状態が継続するとともに、18歳人口の大幅減少と私立大学の数が過剰であることを大学当局が認識すれば、さすがに大学も対応を進める。

最も徹底した方法は、閉校の決断と、それに向けた学生募集の停止である。2023（令和5）年には、恵泉女学園大学と神戸海星女子学院大学が学生募集の停止を公表している。破綻に至る前の経営体力に余力がある時期に決断し、学生募集の停止と在学生の卒業をもって閉校に至るため、最も穏当な撤退・退出方法である。社会に与える影響は、一部の高校生の志望校変更にとどまるから、比較的小さい。

神戸海星女子学院大学のホームページの「お知らせ」⁽²⁷⁾によると、閉校の理由について、「18歳人口の減少、特に近年の女子の実学志向、共学志

(27) <https://www.kaisei.ac.jp/college/news/2023/04/17/article156223>

向や大規模校志向など社会情勢の大きな変化の中で、入学定員確保に苦慮してまいりましたが、今後、継続した定員充足は極めて困難であると判断し、このたび閉学を前提とした募集停止という苦渋の決断に至りました。」と説明している。そして、卒業生に向けては、「卒業生の皆様に対しましても、必要書類等の発行につきましては、閉学後は学校法人において適切に対応してまいります。」と説明している。

閉校の理由は、大学をめぐる経営環境の厳しさと、そこからの脱却が困難なことである。この学校法人は、幼稚園、小学校、中学校・高等学校、さらに大学までを擁する総合的な学校法人であり、大学閉校後も卒業生の学籍情報の管理は、引き続き同じ学校法人で行うとしているので、閉校に伴う影響は軽微である。

さらに、2024（令和6）年4月になると、2025（令和7）年度以降の学生募集の停止を発表する大学（特定の学部の場合を含む）・短期大学が相次いでいる。

2024（令和6）年5月の時点で報道資料から把握できた大学名を大学から先に示す。

高岡法科大学、ルーテル学院大学・同大学院、川村学園女子大学（教育学部・大学院教育学専攻）、姫路獨協大学（薬学部医療薬学科）、日本大学短期大学部（食物栄養学科・専攻科食物栄養専攻（2027年度以降））、純真短期大学、西南女学院大学短期大学部、創価女子短期大学（2026年度以降）、南九州大学短期大学部（2026年度以降）

※各大学、各大学短期大学部のホームページにて確認済。

なお、前記中央教育審議会答申・関係資料集(4)64頁には、平成15（2003）年度から令和6（2024）年度までの廃止大学18校と、令和6（2024）年度・同7（2025）年度に募集停止をする大学5校が示されている。さらに、（龍法 '25）58-2, 216（612）

同資料集65頁には、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度までの廃止短期大学20校と、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度に募集停止をする短期大学24校が示されている。とくに、令和7（2025）年度から募集停止をする短期大学は20校にも達している。

また、2025年4月3日付け朝日新聞朝刊1面には、日本私立短期大学協会の集計として、令和7（2025）年度から23校、令和8（2026）年度から21校、令和9（2027）年度から1校の計45校の短大が学生募集を停止すると報じている⁽²⁸⁾。このように、令和7年度から募集停止を行う短期大学が急増している。

学生募集を停止する大学が増えている要因として、文部科学省が2024（令和6）年度から、学生募集を停止しても財政的な支援を継続する新たな支援事業を始めたことが挙げられる。

文部科学省高等教育局私学部の令和5年8月「令和6年度概算要求 私学助成関係の説明」⁽²⁹⁾によれば、私立大学等の転換支援パッケージの一つとして、「定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、学生募集の停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援する。」（3頁）としている。

問題は、大学のみを運営する学校法人が閉校する場合である。学校法人自体も解散せざるを得ないと考えられるところから、卒業生の学籍情報の管理がどうなるのが問題となる。私立学校法（昭和24年法律第270号）

(28) この報道（同3面）によれば、短大の学生募集の停止が急増している要因として、3年連続で学生数が収容定員の8割未満になると、第3章第4節で説明する修学支援制度の対象外とする制度を文部科学省が2024年度から導入したことにより、支援制度の対象外となった短大で、学生の進学が避けられるため、定員割れが悪化する悪循環に陥ることであると説明されている。

(29) https://www.mext.go.jp/content/20230828-mxt_kouhou02-000031628_8.pdf

50条以下の「第4節 解散」を見ても、これに関する規定は存在しない。なお、解散事由を規定した同法50条1項3号は、「目的たる事業の成功の不能」を学校法人の解散事由としている。学生募集の停止とそれに伴う閉校が、この解散事由に該当することは間違いない。

令和7（2025）年度以降の学生募集の停止を2024年4月15日に公表した高岡法科大学のホームページ⁽³⁰⁾では、「卒業後の証明書発行等の手続きにつきましても、支障が生じないように、適切に措置を講じてまいります。」としか示しておらず、具体的な対応方法は明らかではない⁽³¹⁾。

このように、閉校による影響が卒業生に及ぶことのない対応が求められる⁽³²⁾。

第3章 大学と大学生の将来展望

進学率が高くなると、わが国の大学全体として見るなら、大学で学ぶことの目的意識や向学心が乏しい学生が増えてくることが避けられない。とくに中下位校にランクされる私立大学では、このような学生の学生全体に占める割合が高くなると、学部全体、さらには大学全体の雰囲気にも大きな影響が生じてくる。そこで、本章では、中下位校にランクされる私立大学に入学する学生を想定して、大学と学生の将来について、私の考えを述べる。

(30) <https://www.takaoka.ac.jp/14561>

(31) 同大学の学生募集の停止をめぐって、2025年3月30日付け日本経済新聞社会面は、若者の都会への流出など、地域に及ぶ影響について報じている。

(32) なお、本文に記述していないが、新聞報道によれば、2025（令和7）年2月に名古屋柳城女子大学が、4月には京都ノートルダム女子大学が、それぞれ2026年度以降の学生募集の停止を公表している。名古屋柳城女子大学は、2020年に設置されたばかりの大学である。

第1節 大学に入学する目的と大学生であることの目的の明確化

1. 大学を卒業すること自体によって特定の資格・技能は身に付かない
本節では、文系学部を想定して、大学生の将来展望について考える。

まず、大学の文系学部を卒業すること自体によって、特定の資格を取得することはできない、ということを強調しておく。「手に職を付ける」という言い方がある。文系学部を卒業すること自体によって手に職は付かない。大学に進学する高校生本人と保護者の方は、この点をしっかり認識しておく必要がある。身に付けることができる可能性があるのは、専門的な学問上の知識である。

また、文系学部を卒業した場合、卒業後に従事する最大の職種は、販売・営業職である⁽³³⁾。多くの場合、既存の取引先を訪問したり、新しい顧客開拓を行なって、自社の製・商品やサービスを販売する仕事である。販売額に関するノルマが毎月設定されるのが通常で、ノルマの未達が続くと、精神的に追い込まれることにもなる。また、建築現場を典型とする現業部門以外では、さまざまな職種のデスクワークがある。デスクワークの例としては、さまざまな書類の作成やデータの整理、電話での顧客対応といった仕事である。このような仕事にしっかり取り組めるのか、文系学部への入学に際して、考えておく必要がある。

もちろん、大学を卒業すれば、「学士（〇〇）」という資格を取得できる。しかし、これを活かしてすぐに起業して会社経営に当たれるわけでも、高卒者よりも有利に社会人としての生活がスタートできる保障もない。初任給は、高卒、大卒、大学院卒とで異なるのが通常で、大卒の初任給は高卒よりも高額に設定されている。しかし、高卒者が高校卒業後4年間、しっ

(33) 厚生労働省『平成23年版労働経済の分析』140頁～141頁は、「大卒文系は販売や営業のようなホワイトカラー職種を、大卒理系は研究者や技術者を確保するために採用するのが一般的な企業の行動であり、大卒人材としての需要も大きい。」と指摘している。

かりと仕事に従事していれば、昇進・昇格によって大卒者の初任給を上回る給与を取得できているかもしれない。

むしろ、漫然と文系学部を卒業して社会に出るより、各自の具体的な興味・関心に基づいて、専門学校に進学して特定の技能を獲得したり、資格を取得した方が、充実した人生が送れるかもしれない（調理師学校を舞台に繰り広げられる若者の奮闘の日々を描いた土田康彦『辻調鮎科』（祥伝社、2021年）が興味深い）。少なくとも、目的意識が明確でなく、また学修意欲もない状態で大学に進学・通学するより、専門学校に進学する方がはるかに充実した時間を過ごせる。

なお、調理師や理美容師、自動車整備士といった特定の仕事に従事するために必要になる資格を取得すると、専門学校卒業後、確実に仕事に従事できる可能性が高いと考えられる。また、会社の本支店所在地に生活圏が限定されるサラリーマンと違って、全国どこに住んでも、資格を生かして収入を得られる。サラリーマンの場合、近年では勤務地域を限定できる地域限定職のある会社があるものの、勤務先にそれがなければ、勤務地は会社の意向に従うしかない。これに対して、資格を活かして独立開業すれば、居住地は自分で自由に選択できるうえ、一国一城の主として、充実した人生を送れるかもしれない。また、資格試験に合格する必要があるとはいえ、これらの資格試験については、受験回数に制限がなかった旧司法試験の時代の司法試験浪人と違って、何度受験しても不合格が続いて一生を棒に振ったということは、聞いたことがない。

また、大学の文系学部を卒業するよりも、このような資格を獲得して仕事に従事する方が、従事している仕事を通して、社会に直接役立つことを実感できるかもしれない。これに限らず、音響や映像、情報系、看護・介護など、各種の技術系の職種についても同様である。サラリーマンの場合、あくまでも会社を通じて間接的にしか社会に貢献することはできない。

学校に通学することのコスパとタイプを追求すれば、各自の将来展望に

よっては、専門学校への進学も視野に入れて慎重に考えるべきである。

では、大学、とくに文系学部を卒業する場合はどうか。

語学に関して、「英検〇級」「TOEIC〇〇点」といった社会で評価される一定水準の資格を得るには、それに向けたしっかりとした学修と努力が求められる。法学部の学生であれば「ビジネス実務法務検定〇級」といった資格も同様である。ただし、このような資格については、資格を取得していることが確実に就職に結びつくという保障はない。

経営学部・商学部の学生であれば、取り組みやすい資格として「簿記検定試験」がある。大学を卒業して財務や経理部門への配属を希望するなら、簿記に関する知識や資格は必要不可欠である。さらに公認会計士、税理士、中小企業診断士といった専門的な資格試験があるものの、そのような難関の試験に合格するためには、相当の学習とそれに向けたかなりの努力が必要である。司法試験と同様、生半可な覚悟で取り組むことはできない。

大学を卒業して社会に出る場合、専門学校を卒業して特定の資格を取得して社会に出る場合と比較すると、学費は高額になり、卒業までに時間もかかる。また、社会で即効性のある知識を修得できるわけでもない。専門学校に進学する場合、職種の違いはあるものの、人手不足の時代背景の下、資格を活かして全国どこでも職が得やすく、転職も容易であろう。

このような点をしっかりと踏まえた上で、大学、とくに文系学部に進学するのかどうか、文系学部での学修に真剣に取り組む覚悟があるのか否かを慎重に判断すべきである。

2. 大学生であることの意味は何か？

周囲の多くの者が大学に進学するからといった動機で、それも文系学部で行われている教育内容にほとんど興味・関心がない状態で大学に入学し、入学後も大学での学修内容に興味・関心が持てない状態が継続するなら、それは時間と費用の無駄である。入学の時点では「とりあえず」入学する

ということであっても、退学しないで大学生を続けるなら、大学で学ぶことの目的をはっきりさせ、それに向けた学修にしっかり取り組むべきである。

成年である大学生がフルタイムで働かないでいられるのは、「勉強」することを本業とする大学生だからである。そもそも、勉学に取り組むつもりがないか、あるいはほとんどないなら、大学生でいるべきではない。他の進路を考えるべきである。あまりにも当然のことだが、あらためてこの点を確認しておく必要があると、筆者は長年痛感している。

わが国では、大学を卒業するまでは経済的に支援するという前提で、大学に進学する成年に達した子息に対して経済的な支援（学費と生活費の負担による支援）を行なう親が大半だと思う。高額な学費を払って大学に通学しているからには、コストに見合うリターンを獲得しようと努めるのは、いわば当然のことである。リカレント教育を実施する社会人向けの大学院では、自ら学費を負担していることに加えて、目的意識も明確であるから、真剣に学修に取り組まない大学院生は存在しないと思う。在学中にあまり、あるいはほとんど学修に取り組もうとしない大学生が存在するのは、学生本人がコストを負担していないことに大きな原因があるように思う。

また、新入生の中には、不本意入学の学生が必ず存在する。本命の大学に合格できず、不本意ながら入学してくる学生である。家庭の諸事情で浪人できないため、このような事態になる場合もある。あるいは、浪人することなく大学に一応入学し、大学生という社会的な居場所を確保した状態で、大学の授業にはほとんど出席しないで、受験勉強を1年間継続するという学生も存在する。

問題は、不本意入学したもの、向学心も向上心もないまま、無目的に学生生活を継続する学生が存在することである。退学もせず、そのような状態で4年間の学生生活を送ることは、時間と学費の無駄以外の何物でもない。当該の大学に居場所を定めた以上、その場で、最善を尽くすべきで

ある。不本意入学であっても、入学後に努力を重ねて卒業式で総代に選ばれたり、後輩学生の範となるような活動を残す学生生活を送ったなら、卒業後の人生も前向きなものとなろう。負け犬根性を持ったまま学生生活を送ることから得られるものは何もない。

なお、大学は、学生が自主的かつ主体的に学修に取り組むこと、取り組めることを前提として、そのための材料やきっかけを提供する場である。大学は、各学部で行なわれている教育内容に興味・関心を持つことができない学生に対して、興味・関心を持たせること自体を目的として教育を実施しているわけではない。大学で専門知識を修得したいという目的意識を各学生が持つことが、大学生が大学生であることの前提である。大学が義務教育のための教育機関ではないところからも、このように言える。また、大学教育の基本である「単位制」の趣旨から判断しても、このように言える。大学の授業で何を学ぶのか、何を発見するのかは、個々の学生による主体的な取組みの結果に他ならない。

各学部で行われている教育内容に興味・関心が持てないまま、各学部で求められる最低限の知識さえ欠くような状態で運よく大学を卒業できたとしても、企業・団体で仕事を遂行していくことにも早晚、支障が生じるだろう。大学で行われている教育内容に全く興味・関心が持てなかったのだから、そのような状態では、企業・団体の業務内容に興味・関心を持って真剣に業務に取り組むこともできないのではないかと考えられるからである。

そのような学生ではないことを確認する意味もあって、就職活動では、企業・団体がいわゆる「ガクチカ」（学生時代に力を注いだこと）は何かを問うのだと思う。大学での学修という大学生が本来取り組むべきことにも興味・関心を持てないような状態では、スムーズに就労することもできない可能性が生じる。

なお、わが国で長年続いてきた新卒一括採用という企業が大半者を採用

する際の慣行は急速に変化し、中途採用を含めて、特定の技能に着目した
通年採用が広がってきている。漫然と大学を卒業しただけでは、就職する
ことができない時代がすぐそこに迫っている。大学を卒業したからには、
大学でどのような知識を修得し、どのような技能を身に付けているのかが
厳しく問われる時代の到来は近い。

このように、大学生であることの意味をしっかりと考え、大学で学ぶべ
きことを意識して4年間しっかりと学修に取り組まなければ、大学の卒業
証書が卒業後の人生で卒業証書としての意味を持つことはない。自分の人
生に大学の卒業証書が必要なのか、なぜ必要なのかを考えておく必要があ
る。

以上のことは、社会人を例に説明すると分かりやすい。サラリーマンが
嫌々仕事に取り組んで、実りある業務実績を生むことはできない。サラ
リーマンは登校拒否ならぬ、出社拒否はできない。仕事に取り組む意欲が
わからず、仕事が嫌で仕方がないなら、退職するしかない。退職しない、退
職できないなら、給料を得ている以上、真剣に仕事に取り組む必要がある。
従事している仕事に何らかの意義を積極的に見いだすように発想を転換す
れば、前向きに仕事に取り組むことができるかもしれない。

また、社会のリーダーとして活躍するような人生を展望するのか、常に
誰かからの指示を待つような人生を展望するのかによっても、大学生とし
ての時間の過ごし方は違ってくる。卒業後、どのような人生を展望するの
かを在学中に考え、そのための準備を在学中にしっかりと進めておく必要が
ある。

第2節 成績評価のあり方

大学における成績評価のあり方については、次の2つの方向が考えられ
る。

現代の大学に求められているのは、「単位の実質化」である。単位の実

質化を突き詰めていけば、各科目で掲げた到達目標を達成したかどうかを厳格に判定することに向けた成績評価が指向される。

ただし、法学部の授業科目で、日本語の条文が読めて、その意味内容をわかりやすく説明できることという到達目標を立てたとしても、受講生全員がその目標を確実に達成することは容易ではない⁽³⁴⁾。

授業内容に興味・関心の持てない受講者を含む状態で授業を実施すると、教師がいくらわかりやすい説明に務めたとしても、その説明は、「暖簾に腕押し」、「糠に釘」の状態に陥る可能性がある。高年次の法学部生であっても、条→項→号という条の構造を理解できていない学生が存在する。60点以上の評価にならない学生が多くなれば、たとえ日本語の条文が読めることという、これ以上低い到達目標を立てることができないような場合であっても、担当教員の教え方が悪いということになる可能性もある。

そうすると、成績評価において別の方向性が浮上する。相対評価を実施することが、その具体例である。

たとえ全体の成績が低い場合であっても、全体の中から順に、一定の区分に応じて、「S」・「A」・「B」・「C」・「D」（不合格）に成績を割り付ければ、成績評価に極めて厳格な考え方をとる教員と、そうでない教員との間で生じる成績評価のアンバランスを是正することもできる。とくに、「D」評価の割合について学部内で統一を図れば、厳格な成績評価を実施

(34) 条文の意味内容を説明できるかということと、それが難しいことに関するわかりやすい例として、「善意の第三者に対抗することができない。」（民法94条2項、会社法11条3項など多数）という条文上の表現がある。それぞれの条文における「善意」の具体的な意味（何を知らないのか）、対抗するとはどういうことか（「対抗」の一般的な意味は、相手とせりあうこと、互いに競争することだが、法律用語の「対抗」にはこのような意味はない）、対抗できない結果どうなるのかについて理解できないと、対象条文の意味を正しく理解できない。

法律の条文は間違いなく日本語で書かれているものの、通常日本語とは大きく異なる。

する教員が多く存在しても、留年者が続出するという事態を避けることができる。

また、成績評価において相対評価の方法を採用すれば、学内で成績評価が甘いと噂される教員が担当する科目に、受講者が殺到するという事態を避けることも可能になる。

第3節 拡大志向からの脱却

第1章で説明したように、18歳人口の減少により、わが国の大学をめぐる市場規模は、全体として見るならば今後とも確実に、そして急速に縮小する状況にある。これを踏まえれば、今後、大学を新設することは、他大学と徹底した差別化を行うといったように、よほど斬新な教育内容を持つ緻密な経営計画に基づかない限り、無謀な行為であると言える。

第2章第5節3. で述べたように、大学進学時の都道府県別の流入・流出者数については、流入超過となるのは9都府県にとどまる。そして、大都市圏で大学の数が不足する状況にないことも明らかである。とくに大都市圏では、地価の高騰によって、大学を設置するための用地を取得することにも困難を伴い、多くの予算を必要とする。これら9都府県以外の道県で大学を新設し、学生を集めることは、かなり困難である。他大学への進学を考えている高校生を対象として、果たして一体どの程度の数の学生を獲得できるかという、極めて厳しい競争を展開することになる。

既存の大学、とくに大規模私立大学は、入学定員の増加を伴う学部の新設を典型とする拡大路線から脱却する必要がある。市場の縮小は明らかであるから、自校だけは特別であるという思考からも脱却しなければならない。

なお、大学・学部の経営に関して、経営コンサルタント会社からの助言や指導を受け、それに従って大学経営に新規参入したり、拡大路線を継続するといったことには、厳重な注意を要する。大学内部や関係者で内発的

に議論を進めることは「是」とするものの、経営コンサルタント等の外部の意見を無批判に受け入れてそれを実行に移すことには、極めて慎重であるべきである。

上位校の場合はどうか。

上位校の場合、入学定員を十分に充足していて、定員割れを起こす可能性は今後ともないと判断できるであろう。日本社会は、全体としてみるならば、教育内容の独自性よりも大学の偏差値ランクに基づいて高校生が進学先を選ぶ傾向が強いため、拡大路線を継続しても定員割れが起こる可能性は少ないかもしれない。

ところが、学部・学科の新設による拡大路線を継続し、大学全体としての収容定員を増やしていくと、市場全体が縮小しているから、入学してくる学生の学力低下は避けられない。定員の増加分は、自校より下位校と位置づけられる大学に入学するはずだった高校生を受け入れることになるからである。

学修意欲を欠く無目的で、かつ本来の自校の学生と比較すると低学力の学生が増えてくれば、学生全体に与える影響はいずれ無視できなくなる。真剣に学修に取り組みたいと考える好奇心と向上心にあふれた者も、周囲の雰囲気流されるかもしれない。気が付けば、大衆教育機関としてのポジショニングを行わざるを得ない状況に陥る可能性もある。

昭和末期やバブル経済の時期にとった拡大路線の結果、各学部の定員を増加させているなら、18歳人口の将来展望を踏まえて入学定員の削減を進め、大学が有するブランド価値の維持・向上を図るという差別化戦略をとることも考えられる。大学全入時代には、むしろ「難関大学」としてのブランドを維持・強化する戦略を採用した方が、大学としてのブランド価値は向上すると考えられる。

大規模大学の場合、規模の縮小を図りつつ少人数教育を強化することで、独自色を強化するという戦略をとることも考えられる。市場は確実に縮小

するから、現在の規模を維持すれば、大学全入時代到来の影響、つまりは学生の学力低下の進行の影響を受けることが避けられない。18歳人口と大学進学率を踏まえた適正規模へと移行すれば、結果的に自校の難易度を維持することによって、ブランド価値の維持・向上を図ることができる。

第4節 高等教育の修学支援制度をめぐる問題

1. 修学支援制度の概要

本節では、「高等教育の修学支援制度」について考える。税金を原資として修学支援を行なうからには、支援の対象者は、向学心があつて、高等教育機関での学修に真剣に取り組むことができる者である必要がある。進学動機もあいまいで、向学心も十分でない状態で、制度があるからとりあえず進学を選択するといった者が支援制度の対象とされることのないような制度設計が望まれる。このような点を踏まえて、まず、制度の概要を紹介する。

2020（令和2）年4月から、新しい高等教育の修学支援制度が始まっている（文部科学省「2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！」⁽³⁵⁾）。以下、この文部科学省の資料に基づいて説明する。

支援の対象となる学校は、一定の要件を満たすことを国が認定した大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校である。支援の対象となるのは、「住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯」（世帯年収380万円を上限に3区分で構成）の学生で、かつ「進学先で学ぶ意欲がある」学生であることの2つの要件が設けられている。経済的な困難を抱えるとともに、学びたいという意欲のある学生を対象としている。

2つ目の要件については、成績だけで判断することなく、レポートなどで学ぶ意欲を判断するとされている点が重要である。成績という形式的要

(35) https://www.mext.go.jp/content/20240404-mxt_gakushi_100001062_1.pdf

件だけによることなく、高等教育機関における学修に向けた意欲を問う仕組みがとられている。支援の額は、世帯の収入によって3段階に分かれ、住民税非課税世帯に属する学生（第Ⅰ区分）に対して、最も手厚い支援が行われる。

第Ⅰ区分の支援額を示すと、私立の大学、短期大学、専門学校に自宅外から通学する場合、給付型奨学金の支給額が年額約91万円である。そして、給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができる。減免の上限額は、私立大学の場合、入学金が約26万円、授業料が約70万円である。

このように、高等教育の修学支援制度は、世帯の年収に応じて充実した手厚いものになっている。修学の意思があるにもかかわらず、経済的な理由で高等教育を受けることができなくなるのは、人材育成に関する国家的損失である。ただし、修学支援制度のさらなる充実を求めて、対象世帯の拡充を求める声が存在するであろうことが考えられる。

なお、令和7（2025）年度から、子供3人以上の世帯の学生（入学生および在学生）を対象として、世帯の所得制限なく、高等教育の修学支援制度が拡充されている。ここでは、指摘するにとどめる⁽³⁶⁾。

2. 制度の実効性向上のための方策

高等教育の修学支援制度は、公費を投じて行われるため、実効性を高めるための方策が講じられている。

文部科学省の資料「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（大学等向け）」⁽³⁷⁾によれば、「大学等への進学（注記省略）の後、しっかりと学んでいただく観点から、修得単位数や学業成績に一定の要件

(36) 詳細は、https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf参照。

(37) https://www.mext.go.jp/content/1422373_01_2.pdf

が設定され、それらの要件を満たさない場合には支援が打ち切りになります。また、状況次第では支援した経費を返還（授業料等減免にあっては授業料等を納付）していただく措置も講じることとしています。」と説明している。

そこで、大学入学後の客観的な成績によって申請のための基準が定まる「入学2年目以降の者の基準」を見ると、次のとおりである。

【入学2年目以降の者の基準】

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 在学する大学等における学業成績について、G P A（平均成績）等が上位2分の1以上であること

イ 次の（A）及び（B）のいずれにも該当すること

（A）修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数

（B）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ただし、上記ア又はイに該当する場合であっても、在学中の学業成績等が修学支援制度を受けるための適格認定の基準における「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とならない。

成績の基準は、当該大学で平均以上のG P Aであれば基準を満たすところから見て、比較的緩やかであると判断できる。修得単位数の基準も、1セメスター当たりの修得単位数の目標を18単位以上と考える筆者からすれば、緩やかである。なお、修学支援制度の運用においては、成績基準のみに基づいて判断することなく、本人の学修意欲を尊重し、「学修計画書により、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認することにより行う。」ことを強調している。

修学支援を受けられないこととなる「廃止」の区分は、大学等における（龍法 '25）58-2, 230（626）

修学の支援に関する法律施行規則の別表二「適格認定における学業成績の基準」によれば、次のとおりである。

- 一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
- 二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。…）の合計数が標準単位数の六割以下であること。
- 三 履修科目への授業への出席率が六割以下であることその他の学業意欲が著しく低い状況にあると認められること。
- 四 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（…）。

4号に定める「警告」の区分の要点を示すと、①修得した単位数が標準単位数の7割以下、②GPAが学部の下位4分の1の範囲に属すること、③履修科目の授業への出席率が8割以下の3つである。このように、「警告」の基準は「廃止」の基準よりもさらに緩やかで、②に見られるとおり、これに該当する場合は、ほとんど成績不振者に該当する状態であると判断できる。限られた財源の下で、このような緩やかな基準で制度を運用することの是非が問題となるかもしれない。

「廃止」の区分についても、1号の留年の確定、2号の修得単位数を含めて、成績の量的側面が重視されていると言える。これは、家庭の経済状態が厳しい学生は、アルバイトに従事せざるを得ないと考えられるところから、修学支援制度を活用したとしても、成績の質的側面を重視した基準を定立することは、学生に対して厳しいハードルになる可能性があると判断された結果かもしれない。

また、入試における競争倍率が低い状態の大学では、学生の向学心・向上心も総じて低くなると考えられるから、そのような大学で平均的な単位数を修得することには、あまり意味がないと判断することもできよう。

制度の実効性と有効性を向上させるためには、制度利用者の実績を検証することが不可欠である。とくに、「廃止」の区分に該当することによって修学支援が受けられないこととなった学生が、どの程度存在するのかを明らかにする必要がある。さらには、廃止の区分に該当するに至った理由を把握する必要もある。

人間は弱い存在である。家庭の厳しい経済環境を踏まえ、高い志をもって大学に入学したものの、周囲の学生の雰囲気の影響されて成績が低迷する場合もあろう。この場合は、支援が打ち切られてもやむを得ない。あるいは、学業とアルバイトとの両立に困難を来したことが原因である場合もあろう。この原因による修学支援の打ち切りが多いのであれば、支援金の増額を検討することも必要になる。

修学支援制度の有効性を高めて税金を有効に活用するためには、「警告」と「廃止」の基準が妥当といえるのか、検証を続ける必要があると考える。

公的資金を使って運営される高等教育の修学支援制度が、人生の夢と希望を実現するため、真に向学心と学修意欲にあふれた者に対して十分な支援が行われる制度となることを願うばかりである。

第5節 大学卒業資格統一試験の創設

現在のわが国では、それぞれの大学・学部が定めた卒業要件を満たせば、卒業が認められ、学士の資格が授与される。

ただ、学修意欲も十分になく、かつ学修にも十分に取り組まない状態で卒業要件を満たして大学を卒業したとしても、その卒業証書には実質的に「大卒」の意味はない。

現代の日本社会では、このような大学をめぐる状況を分かっているからこそ、大卒であっても、どの大学を卒業したのかが問われることになるのだと思う。偏差値で輪切りにされて存在する多くの大学の中でも、高偏差値大学の卒業証書にしか、社会が求める大卒としての意義が実質的に認め

られない可能性が生じてくる。これが、現代のわが国で、どの大学を卒業したかによって社会に出た後も昇進昇格に差がついたり、補助的な仕事しか任されないという学歴差別を生む原因になっているように思う。

ただし、中下位校とされる大学であっても、真剣に勉学に取り組んで卒業した学生から見た場合、上記のような評価がなされることは、耐えがたい事態であると言える。

たとえ東大・京大に代表される一流とされる大学でなくても、すべての大学において、上位層の学生は、大学での学修や大学での諸活動に日々真剣に取り組んでいる。そのような学生が、学歴差別の結果、不利益を受けるのは国家的損失であると見ることもできる。

現代の国家公務員総合職で、学歴差別があるのかないのか私には分からない。ただし、昭和の時代には、大蔵省に上級職で採用された場合、二十歳代で地方の税務署長に就任するのが一般的な人事コースとされていたことは、よく知られている。中級職では、一生かかってようやく到達できる地位に、大学卒業後、わずか数年で就任できるということである。ただし、一流とされる大学を卒業した者には、確かに、極めて有能で優秀な者が多く存在することも事実である。高偏差値大学には、社会をリードするに足る有能な学生が集まるという分かりやすい図式である。

以上を踏まえて、中下位校を卒業したものの、学修意欲にあふれ、真剣に大学生生活を過ごした学生の大卒としての客観的な能力を問う資格試験があってもよいのではないかと考える。卒業した大学の如何にかかわらず、各自の大卒としての能力を客観的に証明するための資格試験である。筆者の主張と文脈が異なるものの、このような資格試験の合格率を公表することによって各大学が積極的に社会的な評価を得ることと、この合格率に基づいて大学に対する補助金の支給率を決定する材料とすることを提唱する意見がある（昭和女子大学総長 坂東真理子氏「授業料と大学の未来－情報公開で社会の評価を」日本経済新聞2024年7月8日付け朝刊7面）。

ただし、どのような試験を実施するのか、実施できるのかは極めて難問である。学部の特徴を踏まえる必要があるから、どれだけの受験生が期待できるのかも分からない状態で、多くの学部に対応する試験を準備する必要があるからである。

また、意欲を持って学生生活を過ごした学生は、既存の特定の資格試験に合格することによって、自らの実力を証明することができるとも言えるので、このような資格試験の必要性自体に疑問があろう。私は、学修意欲にあふれる中下位校を卒業した者が、正当に評価されることを願うとともに、目的意識と学修意欲のない状態で大学に入学した者であっても、大学に入学したからには、目的意識をもって学修に取り組んでほしいと願っている。

おわりに

わが国私立大学の6割もの大学が、入学定員未充足の厳しい状況にある。わが国18歳人口は今後とも減少が続くから、私立大学の数は明らかに過剰であり、このままの状態では、ごく近い将来、私立大学の大幅な整理淘汰が避けられない。大学関係者は、この厳然たる事実を直視する必要がある。

この深刻な事態は、たとえ高偏差値で難関校とされる大学であっても、決して^{ひとごと}他人事、対岸の火事ではすまされない。わが国の大学全体の問題である。早晩、わが国では大学全入時代に突入するから、定員を充足している高偏差値大学であっても、規模の縮小を図らない限り、学生の学力低下の波がヒタヒタと迫ってくることが避けられなくなる。

学生の学力低下が進むと、教員が教育に振り向ける必要のある時間は確実に増加する。学生の授業内容に関する理解を醸成するのに、さらに時間と労力を要するようになるからである。このままの状態では、大学教員の研究にあてることができる時間は、わが国全体としてみるならば少なくな

る。従って、大学全体としての研究能力のさらなる低下も懸念される。

学生の側でも、大学で学ぶことの意義を自分なりにはっきりさせる必要がある。決して安いといえない授業料を支払って、一体何を身に付けたいと思うのか、大学の卒業証書を各自の人生にとってどのような意味を持つものと位置づけるのかを考えることが大切である。

本稿を通じて筆者が抱く最大の疑問は、わが国18歳人口が1992（平成4）年の205万人をピークとして大きく減少に転じているにもかかわらず、短大を含む大学の数が2002・2003（平成14・15）年まで増加を続けていることである。さらに、短大を除く大学だけをみれば、その後も微増を続けている。1992（平成4）年以降、大学を新設した関係者は、どのような動機や考えに基づいて、大学の設立に至ったのだろうか。大学進学率は、どこまでも上昇を続けるという極めて楽観的な見通しに基づくものだったのだろうか。地方に大学を創設すれば、若者が大学進学とともに都会に流出するのを防げると考えた結果なのだろうか。大学経営は収益を目的として行うことはできないから、なおさら疑問が湧く。18歳人口の動向を踏まえれば、現在のわが国の大学をめぐる極めて厳しい状況は、容易に予想できたはずである。

このような大学をめぐる極めて厳しい状況の下、オンラインでの授業を基本とする私立ZEN大学が2025（令和7）年4月に開設された⁽³⁸⁾。入学定員3,500人の大規模大学が新たに開設されることの影響は、中・小規模大学の経営に与える影響の点で、極めて大きいと予想できる。オンライン授業を基本とするから、地域性はそもそも存在せず、全国から学生を集めることが可能である。授業料も、私立大学の半額以下かつ国立大学よりもさらに低い金額に設定されている⁽³⁹⁾。筆者の経験では、とくに近年、対

(38) 文部科学省の資料によれば、2025（令和7）年度に開設されるのは、同校だけである。https://www.mext.go.jp/content/20241029-mxt_daigakuc03-000038608_001.pdf

面での授業を基本とする大学においても、教室で授業を受講することが困難であるとの申し出を行う学生がみられるようになった。すでに放送大学が長い歴史を有し、オンライン授業の配信も行われているものの⁽⁴⁰⁾、新しい大学によるオンライン授業に魅力を感じる高校生は多いかもしれない。開設後の同校の動向を注視したい。

大学の数が明らかに過剰ななか、大規模私立大学の新設による大学間競争は、ますます激しくなる。市場からの撤退・退出を個々の大学経営者の判断に全面的に委ねておいてよいのかが問われる。大学の破綻が突然起こると、銀行の「取付け」と同様、在籍学生の中途退学が相次いだり、入学者のさらなる大幅な減少が発生し、その結果、破綻の連鎖が発生する可能性もある。早期に大学版の破綻処理法制の整備、さらにはその前段階として、退出を促すための制度の整備が求められる。

令和7（2025）年2月21日に行われた文部科学省中央教育審議会の答申の後、大学をめぐる報道に接する機会が増えた。大学の突然の経営破綻が実際に起こらないことを願うとともに、10年後、20年後のわが国大学の状況を注視していきたい。

（完）

(39) ZEN大学のホームページ (<https://zen.ac.jp/>) 参照。

(40) 放送大学は昭和58(1983)年4月に放送大学学園によって設置され、昭和60(1985)年に放送による授業を開始し、平成27(2015)年にはオンライン授業の配信が開始されている。以上、放送大学のホームページ「沿革」(<https://www.ouj.ac.jp/about/ouj/history/>) 参照。